

未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属:市民局

[illegible]

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

		回収債権									整理債権								合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		残高の合計 ＝ 上記2のF (令7実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)
分類		滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、 各種処分に向 けて、財産調査 中又は 行方不明等で 所在など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得 のため法的手 続中のものの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割契約により、 分割納付中であ り、 現在の分割納 付額で、10年以 内の完納見込 があるもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割契約により、 分割納付中だ が、 現在の分割納 付額では、完納 まで10年以上要 するもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を待った ため、納付を猶予 (期限延長)して いるもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割契約を行った が、 分割納付の履 行が滞り、 再度、納付交渉 中のもの		【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残る、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額により、 強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後 なお相続人未確 定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に 至れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を 行っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交渉に 応じず、履行 延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの	
	過年度	未収債権 の件数										0		5					5
	未収金 残高										0		4					4	4
現年度	未収債権 の件数										0							0	0
	未収金 残高										0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月、定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 …… ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：（⑩ 又は ⑪ 又は ⑬ → ⑭） → ⑮ 又は ⑯ → ⑰

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	5	令和7年度決算見込における 未収債権の件数（過年度＋現年度）	5
		令和7年度決算見込における 未収金残高（過年度＋現年度） ＝ 上記2のF（「令7実績」のケ）	4

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	施設担当	債権整理番号(3ケタ)	003	債権区分	私債権	債権名	市民活動支援ブース使用料
----	-----	---------	------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------

1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額		年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ		イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A	令和6年度 当初目標	66	0	66	0	0	0.0%	0.0%	66	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	66
B	令和6年度 修正目標	67	0	67	0	0	0.0%	0.0%	67	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	67
C	令和6年度 実績	67	0	67	0	0	0.0%	0.0%	67	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	67
D	令和7年度 計画※	66	▲1	67	0	0	▲1	0.0%	－1.5%	67	0	0	0	0	－	－	0.0%	－1.5%	67
E	令和7年度 目標	67	0	67	0	0	0	0.0%	0.0%	67	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	67
F	令和7年度 実績	67	0	67	0	0	0	0.0%	0.0%	67	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	67
G	令和8年度 計画※	67	1	66	0	0	1	0.0%	1.5%	66	0	0	0	0	－	－	0.0%	1.5%	66
H	令和8年度 目標	67	0	67	0	0	0	0.0%	0.0%	67	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	67
I	令和9年度 計画※	66	0	66	0	0	0	0.0%	0.0%	66	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	66

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・株式会社ゆうちょ銀行あて、債務者法人の貯金通帳に係る取引状況を照会し、令和7年10月23日付けで預金残高0円(直近3か月における取引なし)の文書回答があった。 ・債務者法人は平成29年に解散後、現在に至るまで、清算手続が隠蔽されておらず、破産や同時廃止によって債権が消滅する見込みがないことから、本市から裁判所への清算人選任申立てを行うことを検討し、大阪地裁に聞き取りを行ったところ、清算人となるべき者(理事長)が存在する中で新たに清算人を選任することは難しいとの見解があった。 ・有効な債権回収の手段について、令和7年11月4日に市債権回収対策室債権管理・回収アドバイザーに相談した。
課題と改善策
【課題】 ・平成29年に訴訟判決に基づき、債務者であるNPO法人に対し強制執行を行ったが、差し押さえるべき財産が見当たらず回収に至らなかった。 ・その後も徴収可能な財源がある場合は、強制執行による徴収を図る目的で、唯一法人名義の預金口座の存在が確認された、ゆうちょ銀行に対する調査を平成30年度以降毎年実施してきたが、預金残高0円で差し押さえに至っていない。 ・手段は尽くしており、実質、債権回収が見込めない状況である。 【改善策】 ・債務者法人に対する財産調査を継続し、引当財産を見つけ次第回収する。

4. 令和8年度の実績・課題・改善策など

令和8年度の実績
・令和7年度の実績・課題・改善策など
未収金の解消に向けた取組
・債務者法人に対する財産調査を継続し、引当財産を見つけ次第回収する。
未収金の発生抑制に向けた取組
・令和7年度の実績・課題・改善策など

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）
… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)																		
分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
過年度	未収債権の件数									0	1						1	
	未収金残高									0	67						67	
現年度	未収債権の件数									0							0	
	未収金残高									0							0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	1	人	令和7年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	1
			令和7年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のF(令7実績)のケ	67

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	区政支援室地域安全担当	債権整理番号(3ケタ)	005	債権区分	強制徴収公債権	債権名	客引き行為等の適正化に関する条例にかかる過料
----	-----	---------	-------------	-------------	-----	------	---------	-----	------------------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」…目標達成、「B1」…取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」…取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

過年度分										現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	2,870	0	2,870	1,331	0	1,331	46.4%	46.4%	1,539	3,150	1,915	0	1,915	60.8%	60.8%	1,235	53.9%	53.9%	2,774
B 令和6年度 修正目標	3,450	0	3,450	900	0	900	26.1%	26.1%	2,550	2,467	1,162	0	1,162	47.1%	47.1%	1,305	34.8%	34.8%	3,855
C 令和6年度 実績	3,450	0	3,450	450	0	450	13.0%	13.0%	3,000	4,300	1,800	0	1,800	41.9%	41.9%	2,500	29.0%	29.0%	5,500
D 令和7年度 計画※	2,774	0	2,774	1,287	150	1,437	46.4%	51.8%	1,337	3,150	1,915	0	1,915	60.8%	60.8%	1,235	54.1%	56.6%	2,572
E 令和7年度 目標	5,500	0	5,500	1,300	0	1,300	23.6%	23.6%	4,200	2,400	1,250	0	1,250	52.1%	52.1%	1,150	32.3%	32.3%	5,350
F 令和7年度 実績	5,500	0	5,500	200	150	350	3.6%	6.4%	5,150	1,150	250	0	250	21.7%	21.7%	900	6.8%	9.0%	6,050
G 令和8年度 計画※	2,572	0	2,572	1,193	1,100	2,293	46.4%	89.2%	279	3,150	1,915	0	1,915	60.8%	60.8%	1,235	54.3%	73.5%	1,514
H 令和8年度 目標	6,050	0	6,050	1,400	0	1,400	23.1%	23.1%	4,650	2,400	780	0	780	32.5%	32.5%	1,620	25.8%	25.8%	6,270
I 令和9年度 計画※	1,514	0	1,514	702	700	1,402	46.4%	92.6%	112	3,150	1,915	0	1,915	60.8%	60.8%	1,235	56.1%	71.1%	1,347

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・滞納者あて督促及び催告を実施した。 ・滞納処分に向けて金融機関等への財産調査を行い、滞納者の預貯金又は生命保険の差押えを実施した。 ・消滅時効を迎える未収金について、滞納者の財産調査を行ったうえで3名の滞納処分の停止を実施した。
課題と改善策
【課題】 ・消滅時効の完成が近い未収金については、早急に財産を特定し、優先的に差押え等の滞納処分を実施する必要がある。 ・財産調査においては、携帯電話番号から預金口座情報を調査しているが、他人名義のクレジットカードや窓口支払を利用している等の事情により預金口座情報が判明しない場合が一定数ある。また、滞納者の大半が若年層のため、預金口座情報が判明しても資力に乏しい場合が多い。
【改善策】 ・財産が判明しない、又は財産を有していない者については、消滅時効を迎える前に滞納処分の停止を実施する必要がある。そこで、債権整理の効率化を図るため、令和7年11月に滞納処分の停止に係るマニュアルを整備した。

4. 令和8年度の実組内容 … 「1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和7年度の実組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・令和3年度に発生した未収金について、消滅時効を迎える前に財産を特定し、優先的に差押え等の滞納処分を実施する。 ・財産が判明しない、又は財産を有していない者については、消滅時効を迎える前に滞納処分の停止を実施する。 ・その他未収金についても、滞納者の財産状況の変化を把握するため、定期的に催告や財産調査を実施し、滞納処分が可能かどうか検討する。 ・現年度の債権について、遅滞なく督促、催告を実施し、過年度収入となることを可能な限り防止する。
未収金の発生抑制に向けた取組
・客引き行為等の適正化に係る啓発ポスター・チラシを作成し、掲示・配布等の取組を行っている。 ・客引き行為者・来街者に対して、客引き行為等適正化指導員や繁華街対策員による客引き防止の啓発活動を実施している。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)																			
分類	回収債権									整理債権								合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のための法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待っため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 = 上記2のF (令7実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数			98						98					5			5	103
過年度	未収金残高			4,899						4,899					250			250	5,149
現年度	未収債権の件数			18						18								0	18
現年度	未収金残高			900						900								0	900

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	49 人	令和7年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	121
		令和7年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のF(令7実績)のケ	6,049

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	総務担当企画グループ	債権整理番号(3ケタ)	006	債権区分	私債権	債権名	特別定額給付金返還金
----	-----	---------	------------	-------------	-----	------	-----	-----	------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

過年度分										現年度分							合計			
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高	
ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)		ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'	
A 令和6年度 当初目標	2,350	0	2,350	0	0	0.0%	0.0%	2,350		0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	2,350	
B 令和6年度 修正目標	2,190	0	2,190	60	0	60	2.7%	2.7%	2,130		0	0	0	0	－	－	0	2.7%	2.7%	2,130
C 令和6年度 実績	2,190	0	2,190	84	0	84	3.8%	3.8%	2,106		0	0	0	0	－	－	0	3.8%	3.8%	2,106
D 令和7年度 計画※	2,350	150	2,200	0	0	150	0.0%	6.4%	2,200		0	0	0	0	－	－	0	0.0%	6.4%	2,200
E 令和7年度 目標	2,106	0	2,106	36	0	36	1.7%	1.7%	2,070		0	0	0	0	－	－	0	1.7%	1.7%	2,070
F 令和7年度 実績	2,106	0	2,106	36	0	36	1.7%	1.7%	2,070				0	－	－	0	1.7%	1.7%	2,070	
G 令和8年度 計画※	2,200	0	2,200	0	0	0	0.0%	0.0%	2,200		0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	2,200
H 令和8年度 目標	2,070	0	2,070	30	0	30	1.4%	1.4%	2,040				0	－	－	0	1.4%	1.4%	2,040	
I 令和9年度 計画※	2,200	0	2,200	0	0	0	0.0%	0.0%	2,200		0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	2,200

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・配慮が必要な事案においては、二重に給付した上で返還を求めることされており、返還対象者に帰責事由がない場合は、返還に応じられにくい制度になっている。このため、返還の同意が得られない対象者については未収金となっている。なお、返還の同意が得られた対象者のうち、一括での返還が困難な方は分割により返還している。
課題と改善策
【課題】 ・返還対象者に帰責事由がない場合は、返還の同意を得ることが難しい。 ・1件当たりの債権額に比して、法的手続きの費用が過大となる。 【改善策】 ・文書及び電話による納付交渉を行う。

4. 令和8年度の実組内容 … 「1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和7年度の実組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・文書及び電話による納付交渉を行う。
未収金の発生抑制に向けた取組
・今後未収金の発生は想定されない。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

		回収債権										整理債権							合計
分類		① 滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	② 督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のための法的手続中のもの	⑤ 【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		⑩ 【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残りの見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産 免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの	
過年度	未収債権の件数		6				1		4	11								0	11
	未収金残高		1,100				30		940	2,070								0	2,070
現年度	未収債権の件数									0								0	0
	未収金残高									0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：{ ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	11 人	令和7年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	11
		令和7年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のF(令7実績)のケ	2,070

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	市民局	担当・事業所名	区政支援室地域安全担当	債権整理番号(3ケタ)	009	債権区分	強制徴収公債権	債権名	客引き行為等の適正化に関する条例にかかる過料延滞金
----	-----	---------	-------------	-------------	-----	------	---------	-----	---------------------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)		ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	0	0	0	0	0	—	—	0		0	0	0	0	—	—	0	—	—	0
B 令和6年度 修正目標	7	0	7	7	0	7	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
C 令和6年度 実績	7	0	7	0	0	0	0.0%	0.0%	7	97	52	0	52	53.6%	53.6%	45	50.0%	50.0%	52
D 令和7年度 計画※	0	0	0	0	0	—	—	0		102	102	0	102	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
E 令和7年度 目標	52	▲ 1	53	53	0	52	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
F 令和7年度 実績	52	0	52	1	0	1	1.9%	1.9%	51	74	54	0	54	73.0%	73.0%	20	43.7%	43.7%	71
G 令和8年度 計画※	0	0	0	0	0	—	—	0		99	99	0	99	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
H 令和8年度 目標	71	0	71	71	0	71	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
I 令和9年度 計画※	0	0	0	0	0	—	—	0		83	83	0	83	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・滞納者あて催告を実施した。 ・滞納処分に向けて金融機関等への財産調査を行い、滞納者の預貯金又は生命保険の差押えを実施した。
課題と改善策
【課題】 ・消滅時効の完成が近い未収金については、早急に財産を特定し、優先的に差押え等の滞納処分を実施する必要がある。 ・財産調査においては、携帯電話番号から預金口座情報を調査しているが、他人名義のクレジットカードや窓口支払を利用している等の事情により預金口座情報が判明しない場合が一定数ある。また、滞納者の大半が若年層のため、預金口座情報が判明しても資力に乏しい場合が多い。 【改善策】 ・財産が判明しない、又は財産を有していない者については、消滅時効を迎える前に滞納処分の停止を実施する必要がある。そこで、債権整理の効率化を図るため、令和7年11月に滞納処分の停止に係るマニュアルを整備した。

4. 令和8年度の実績・課題・改善策など … 「1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和7年度の実績・課題・改善策など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・令和3年度に発生した未収金について、消滅時効を迎える前に財産を特定し、優先的に差押え等の滞納処分を実施する。 ・財産が判明しない、又は財産を有していない者については、消滅時効を迎える前に滞納処分の停止を実施する。 ・その他未収金についても、滞納者の財産状況の変化を把握するため、定期的に催告や財産調査を実施し、滞納処分が可能かどうか検討する。 ・現年度の債権について、遅滞なく督促、催告を実施し、過年度収入となることを可能な限り防止する。
未収金の発生抑制に向けた取組
・客引き行為等の適正化に係る啓発ポスター・チラシを作成し、掲示・配布等の取組を行っている。 ・客引き行為者・来街者に対して、客引き行為等適正化指導員や繁華街対策員による客引き防止の啓発活動を実施している。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)																		
分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のための手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ったが、納付を猶予しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 = 上記2のF(令7実績)のケ及びゲ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度	未収債権の件数		13							13							0	13
	未収金残高		52							52							0	52
現年度	未収債権の件数		1							1							0	1
	未収金残高		20							20							0	20

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 …… ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	9 人	令和7年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	14
		令和7年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のF(令7実績)のケ	72

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	総務部住民情報担当住民情報グループ	債権整理番号(3ケタ)	010	債権区分	私債権	債権名	会計年度任用職員に係る給与等の戻入(010)
----	-----	---------	-------------------	-------------	-----	------	-----	-----	------------------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1	「A」…目標達成、「B1」…取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」…取組みを予定通り実施できず目標も未達、「ー」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高	
	ア ＝前年度ケ ^㉞	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'	
A	令和6年度 当初目標	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0	
B	令和6年度 修正目標	20	0	20	13	7	20	65.0%	100.0%	0	0	0	0	—	—	0	65.0%	100.0%	0	
C	令和6年度 実績	20	0	20	13	7	20	65.0%	100.0%	0	294	135	0	135	45.9%	45.9%	159	47.1%	49.4%	159
D	令和7年度 計画※	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0	
E	令和7年度 目標	159	159	0	0	0	159	—	100.0%	0	294	135	0	135	45.9%	45.9%	159	45.9%	64.9%	159
F	令和7年度 実績	159	0	159	2	0	2	1.3%	1.3%	157	29	0	0	0	0.0%	0.0%	29	1.1%	1.1%	186
G	令和8年度 計画※	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0	
H	令和8年度 目標	186	0	186	186	0	186	100.0%	100.0%	0	0	0	0	—	—	0	100.0%	100.0%	0	
I	令和9年度 計画※	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0	

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の取組実績・課題・改善策など

令和7年度の取組実績	
・督促状の送付（令和7年9月29日、令和7年10月29日）	
課題と改善策	
【課題】 ・督促状を送付しても、反応がなく、徴収を行えないケースがあった。	
【改善策】 ・督促状について、より多くの頻度で送付する。 ・督促状に対応ができない場合の対応策を検討する。	

4. 令和8年度の取組内容 … 「1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和7年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

[illegible]

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

		回収債権									整理債権								合計	
分類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		残高の合計 ＝上記2のF (令7実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)
		滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、 相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のための法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割誓約により、 分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割誓約により、 分割納付中だが、 現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、 債務者の資力回復を待ため、 納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割誓約を行ったが、 分割納付の履行が滞り、 再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、 強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの			
過年度	未収債権の件数		1								1								0	1
	未収金残高		157								157								0	157
現年度	未収債権の件数		1								1								0	1
	未収金残高		29								29								0	29

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 …… ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：（⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬） → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	2 人	令和7年度決算見込における 未収債権の件数（過年度＋現年度）	2
		令和7年度決算見込における 未収金残高（過年度＋現年度） ＝ 上記2のF（令7実績）のケ	186

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	総務部住民情報担当住民情報グループ	債権整理番号(3ケタ)	011	債権区分	私債権	債権名	会計年度任用職員に係る社会保険料の戻入(市民局)
----	-----	---------	-------------------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」…目標達成、「B1」…取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」…取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

[illegible]

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の取組実績・課題・改善策など

令和7年度の取組実績
・督促状の送付（令和7年9月29日、令和7年10月29日）
課題と改善策 【課題】 ・督促状を送付しても、反応がなく、徴収を行えないケースがあった。 【改善策】 ・督促状について、より多くの頻度で送付する。 ・督促状で対応ができない場合の対応策を検討する。

4. 令和8年度の取組内容 … 「1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和7年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

[illegible]

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位: 千円)																			
分類	回収債権									整理債権								合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等 所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 = 上記2のF (7+令7) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計額のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数		1							1								0	1
	未収金残高		15							15								0	15
現年度	未収債権の件数		1							1								0	1
	未収金残高		18							18								0	18

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月12回の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 …… ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	2 人	令和7年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	2
		令和7年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のF(「令7実績」の「ケ」)	33

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	総務担当企画グループ	債権整理番号(3ケタ)	013	債権区分	私債権	債権名	所得減少世帯に対する臨時特別給付金返還金
----	-----	---------	------------	-------------	-----	------	-----	-----	----------------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定			
-----	---	-----	---	-------------	---	---	--	--	--

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額		年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ		イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ" ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク" ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ" ＝ケ＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
B 令和6年度 修正目標	100	0	100	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	－	－	0	0	0	100
C 令和6年度 実績	100	0	100	41	0	41	0.41	0.41	59	19	19	0	19	1	1	0	0.504	0.504	59
D 令和7年度 計画※	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E 令和7年度 目標	59	0	59	0	0	0	0	0	59	0	0	0	0	－	－	0	0	0	59
F 令和7年度 実績	59	0	59	0	0	0	0	0	59	－	－	－	0	－	－	0	0	0	59
G 令和8年度 計画※	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
H 令和8年度 目標	59	0	59	0	0	0	0	0	59	－	－	－	0	－	－	0	0	0	59
I 令和9年度 計画※	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・差押えをするため、財産調査を行った。
課題と改善策
【課題】 ・差押えができる財産が不明である。 【改善策】 ・財産調査を行う。

4. 令和8年度の実績・課題・改善策など

未収金の解消に向けた取組
・財産調査を行う。
未収金の発生抑制に向けた取組
・今後未収金の発生は想定されない。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)																		
分類	回収債権									整理債権							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等 所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ったため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、換価の見込みのないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 ＝ 上記2のF (令7実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数				1					1							0	1
	未収金残高				59					59							0	59
現年度	未収債権の件数									0							0	0
	未収金残高									0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬） → ⑭）又は ⑮ → ⑯

令和7年度
決算見込に
おける
債務者数

1

人

令和7年度決算見込における
未収債権の件数（過年度＋現年度）

1

令和7年度決算見込における
未収金残高（過年度＋現年度）
＝ 上記2のF（令7実績）のケ

59

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	総務部住民情報担当住民情報グループ	債権整理番号(3ケタ)	016	債権区分	私債権	債権名	城東区役所複合施設1階窓ガラスパネルディスプレイ破損にかかる損害賠償請求
----	-----	---------	-------------------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------------------------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	—	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」…目標達成、「B1」…取組みが予定通り実施したが目標は未達、「B2」…取組みを予定通り実施できず目標も未達、「—」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

[illegible]

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の取組実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
令和7年5月7日付で督促状及び納付書を相手方へ送付
課題と改善策
【課題】 ・突発的に発生する事案であり、相手方の資力や弁済意思により対応が変わる。
【改善策】 ・初動において対応方針を適切に判断し、未収化・長期化を防止する。 ・城東区役所と連携し、催告の方法について調整の上、相手方に対して債務の履行を求めていく。

4. 令和8年度の取組内容 … 「1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和7年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組	
	・突発的に発生する事案であり、相手方の資力や弁済意思により対応が変わるため、初動において対応方針を適切に判断し、未収化・長期化を防止する。 ・城東区役所と連携し、催告の方法について調整の上、相手方に対して債務の履行を求めていく。
未収金の発生抑制に向けた取組	

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位: 千円)																			合計
分類	回収債権									整理債権									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
過年度	未収債権の件数	1								1								0	
	未収金残高	33								33								0	
現年度	未収債権の件数									0								0	
	未収金残高									0								0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	1 人	令和7年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	1
		令和7年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のF(令7実績)のケ	33

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	郵送事務処理センター	債権整理番号(3ケタ)	017	債権区分	私債権	債権名	会計年度任用職員に係る給与等の戻入(017)
----	-----	---------	------------	-------------	-----	------	-----	-----	------------------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)		ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
B 令和6年度 修正目標	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
C 令和6年度 実績	0	0	0	0	0	0	－	－	0	163	84	0	84	51.5%	51.5%	79	51.5%	51.5%	79
D 令和7年度 計画※	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	0	－	－	－	－	－	－	－
E 令和7年度 目標	79	0	79	79	0	79	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
F 令和7年度 実績	79	0	79	0	0	0	0.0%	0.0%	79	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	79
G 令和8年度 計画※	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
H 令和8年度 目標	79	0	79	79	0	79	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
I 令和9年度 計画※	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	0	－	－	－	－	－	－

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・債務者本人と調整のうえ分割納付を行うこととし、7回納付があったが、以降の納付が滞り、令和7年2月に電話で債務者に確認したところ、現在生活保護受給中で納付が困難である旨申告あり。債務者に生活保護受給証明書の提出を求めているが提出がなかった。 ・令和7年9月3日付け文書で弁護士から債務者より自己破産・免責申立手続きを依頼され受任した旨の通知と債権額の照会があり、債権額について総務局人事部管理課が受領し回答を行った。 ・令和8年2月9日付け欠勤の状況や退職の内容、債権額の修正についての照会があり、欠勤・退職については市民局(住民情報サービスG)、債権額については総務局人事部管理課が回答を行った。 ・当該弁護士が自己破産・免責申立の手続きを行い、令和8年3月11日付けで大阪地方裁判所第6民事部21係より、破産手続きを開始、同時に終了したと、免責となる債権について、意見を述べたい場合は意見申述を行うよう通知書が送付された。
課題と改善策
【課題】 ・4のとおり実施する。 ・ ・ 【改善策】 ・ ・ ・

4. 令和8年度の実績・課題・改善策など

未収金の解消に向けた取組
・令和8年4月14日付け、免責にかかる申述について財政局が管轄する債権回収アドバイザー(弁護士)に相談を実施。相談内容をふまえ、本件は申述にかかる破産法第252条にあたらないことから、免責にかかる申述は行わないことを決定した。 ・「給与戻入金の未収金にかかる事務手続マニュアル」に基づき、今後、免責許可を受けたのち、任意弁済が可能なため直ちに債権放棄を行わず、過年度未収金として管理する。期間は通常の給与債権の時効に準じて免責決定日から5年間とする。また、その内容について本人に文書を送付する予定である。 ・なお、5年間債務者より任意による弁済がなかった場合は、債権放棄を行い不納欠損処理を行ったうえ、債権放棄について市議会に報告を行う必要がある。
未収金の発生抑制に向けた取組
給与等の戻入事案が発生した場合は速やかに相手方との連絡を密にとり、適切な状況把握に努める

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)																		
回収債権										整理債権								合計
分類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	残高の合計 ＝上記2のF (令7実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等 所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
過年度	未収債権の件数									0				1				1
	未収金残高									0				79			79	79
現年度	未収債権の件数									0								0
	未収金残高									0								0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 …… ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	1 人	令和7年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	1
		令和7年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) ＝ 上記2のF(令7実績)のケ	79

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	総務担当企画グループ	債権整理番号(3ケタ)	018	債権区分	私債権	債権名	令和6年度物価高騰非課税世帯等支援給付金
----	-----	---------	------------	-------------	-----	------	-----	-----	----------------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	－	現年度	－	合計(過年度＋現年度)	－
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額		年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ		イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A	令和6年度 当初目標	0	0			0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
B	令和6年度 修正目標	0	0			0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
C	令和6年度 実績	0	0			0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
D	令和7年度 計画※	0	0			0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
E	令和7年度 目標	0	0			0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
F	令和7年度 実績	0	0			0	－	－	0	650	450	0	450	69.2%	69.2%	200	69.2%	69.2%	200
G	令和8年度 計画※	0	0			0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
H	令和8年度 目標	200	0	200	100	0	100	50.0%	50.0%	100			0	－	－	0	50.0%	50.0%	100
I	令和9年度 計画※	0	0			0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・文書及び電話による納付交渉を行った。
課題と改善策
【課題】 ・所在不明の債務者がいる。 【改善策】 ・所在調査を行う。

4. 令和8年度の実績・課題・改善策など

令和8年度の実績
・文書及び電話による納付交渉を行う。 ・所在不明の債務者の所在調査を行う。
令和8年度の課題と改善策
・今後未収金の発生は想定されない。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)																		
分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ったが、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 = 上記2のF (令7実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度 未収債権 の件数									0								0	0
未収金 残高									0								0	0
現年度 未収債権 の件数	1	1							2								0	2
未収金 残高	100	100							200								0	200

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: ④ → ⑤) 又は ⑥) 又は ⑦) 又は ⑧) 又は ⑨) / 整理債権: (⑩) 又は ⑪) 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭) 又は ⑮) → ⑯)

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	2 人	令和7年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	2
		令和7年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のF(令7実績)のケ'	200